

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和6年 5月 1日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 上村太一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	2,970,000	@270000円 × 11ヶ月 = 2,970,000 円
2 その他		
収 入 合 計	2,970,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	18,176	18,176	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	350,460	350,460	
広 報 ・ 広 聴 費	105,548	105,548	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,637,986	1,637,986	
支 出 合 計	2,112,170	2,112,170	

様式第 14 号 (第 7 条関係)

令和 5 年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
広報広聴費	5 月 1 日から 3 月 31 日	市政に関わる報告及び市民からの意見要望を募るため、市政報告の配布、報告会の実施を行った。
資料購入費	5 月 1 日から 3 月 31 日	市政に関わる調査研究の為、新聞・書籍等を購入しました。
事務・事務所費	5 月 1 日から 3 月 31 日	市政に関わる調査研究を行うため、堺市堺区において事務所を借り上げました。
調査研究費	5 月 1 日から 3 月 31 日	市政にかかわる調査研究を行うために視察を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5月29日	5-1		4,277	-4,277	新聞代	⑥	
5月29日	5-2		179	-4,456	one drive 使用料	⑨	
5月29日	5-3		2,655	-7,111	ガソリン代	⑦	
5月29日	5-4		10,963	-18,074	電気代	⑨	
5月29日	5-5		10,387	-28,461	Microsoft365使用料	⑨	
5月29日	5-6		1,390	-29,851	adobe acrobat使用料	⑨	
5月29日	5-7		1,980	-31,831	新聞代	⑥	
5月29日	5-8		6,664	-38,495	通信代	⑨	
5月29日	5-9		3,009	-41,504	ガソリン代	⑦	
5月29日	5-10		183	-41,687	one drive 使用料	⑨	
5月29日	5-11		5,390	-47,077	ボネクタ使用料	⑦	
5月29日	5-12		1,980	-49,057	新聞代	⑥	
5月29日	5-13		2,500	-51,557	日経クロステック	⑥	
5月29日	5-14		88,060	-139,617	家賃代	⑨	
5月29日	5-15		5,025	-144,642	資料代	⑥	
5月29日	5-16		12,858	-157,500	ホームページ使用料	⑦	
5月31日	5-17		8,730	-166,230	携帯代	⑨	
				-166,230			
				-166,230			
月計		0	166,230				
累計		0	166,230	-166,230			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月9日		540,000		373,770	政務活動費受入		
6月12日	6-1		16,500	357,270	時事通信	⑥	
6月27日	6-2		4,277	352,993	新聞代	⑥	
6月27日	6-3		3,993	349,000	電気代	⑨	
6月27日	6-4		1,584	347,416	adobe acrobat使用料	⑨	
6月27日	6-5		2,743	344,673	ガソリン代	⑦	
6月27日	6-6		1,980	342,693	新聞代	⑥	
6月27日	6-7		16,434	326,259	新聞代	⑥	
6月27日	6-8		6,216	320,043	通信代	⑨	
6月27日	6-9		5,390	314,653	ボネクタ使用料	⑦	
6月27日	6-10		208	314,445	one drive使用料	⑨	
6月27日	6-11		2,500	311,945	日経クロステック	⑥	
6月27日	6-12		3,009	308,936	ガソリン代	⑦	
6月27日	6-13		1,980	306,956	新聞代	⑥	
6月27日	6-14		7,987	298,969	PC関連機器代	⑨	
6月27日	6-15		5,340	293,629	ごみ処理代	⑨	
6月27日	6-16		5,025	288,604	資料代	⑥	
6月27日	6-17		88,060	200,544	家賃代	⑨	
6月30日	6-18		8,697	191,847	携帯代	⑨	
				191,847			
月計		540,000	181,923				
累計		540,000	348,153	191,847			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月10日		810,000		1,001,847	政務活動費受入		
7月27日	7-1		4,277	997,570	新聞代	⑥	
7月27日	7-2		3,246	994,324	電気代	⑨	
7月27日	7-3		1,584	992,740	adobe acrobat使用料	⑨	
7月27日	7-4		1,980	990,760	新聞代	⑥	
7月27日	7-5		5,962	984,798	通信代	⑨	
7月27日	7-6		2,943	981,855	ガソリン代	⑦	
7月27日	7-7		2,500	979,355	日経クロステック	⑥	
7月27日	7-8		5,390	973,965	ボネクタ使用料	⑦	
7月27日	7-9		1,980	971,985	新聞代	⑥	
7月27日	7-10		208	971,777	one drive使用料	⑨	
7月31日	7-11		8,564	963,213	携帯代	⑨	
				963,213			
				963,213			
				963,213			
				963,213			
				963,213			
月計		810,000	38,634				
累計		1,350,000	386,787	963,213			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月8日	8-1		88,060	875,153	家賃代	⑨	
8月8日	8-2		5,025	870,128	資料代	⑥	
8月8日	8-3		5,340	864,788	ごみ処理代	⑨	
8月28日	8-4		4,277	860,511	新聞代	⑥	
8月28日	8-5		4,367	856,144	電気代	⑨	
8月28日	8-6		1,584	854,560	adobe acrobat使用料	⑨	
8月28日	8-7		1,980	852,580	新聞代	⑥	
8月28日	8-8		7,398	845,182	通信代	⑨	
8月28日	8-9		5,390	839,792	ボネクタ使用料	⑦	
8月28日	8-10		2,500	837,292	日経クロステック	⑥	
8月28日	8-11		1,980	835,312	新聞代	⑥	
8月28日	8-12		208	835,104	one drive使用料	⑨	
8月28日	8-13		88,060	747,044	家賃代	⑨	
8月29日	8-14		5,025	742,019	資料代	⑥	
8月31日	8-15		8,490	733,529	携帯代	⑨	
				733,529			
月計		0	229,684				
累計		1,350,000	616,471	733,529			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9月11日	9-1		16,500	717,029	時事通信	⑥	
9月27日	9-2		4,277	712,752	新聞代	⑥	
9月27日	9-3		5,077	707,675	電気代	⑨	
9月27日	9-4		1,584	706,091	adobe acrobat使用料	⑨	
9月27日	9-5		3,021	703,070	ガソリン代	⑦	
9月27日	9-6		1,980	701,090	新聞代	⑥	
9月27日	9-7		7,145	693,945	通信代	⑨	
9月27日	9-8		2,374	691,571	PC関連ソフト代	⑨	
9月27日	9-9		11,880	679,691	資料代	⑥	
9月27日	9-10		154,596	525,095	パソコン代	⑨	
9月27日	9-11		1,584	523,511	PC関連ソフト代	⑨	
9月27日	9-12		5,390	518,121	ボネクタ使用料	⑦	
9月27日	9-13		12,640	505,481	掃除機	⑨	
9月27日	9-14		2,500	502,981	日経クロステック	⑥	
9月27日	9-15		1,980	501,001	新聞代	⑥	
9月27日	9-16		208	500,793	one drive使用料	⑨	
9月30日	9-17		88,060	412,733	家賃代	⑨	
9月30日	9-18		8,564	404,169	携帯代	⑨	
				404,169			
				404,169			
月計		0	329,360				
累計		1,350,000	945,831	404,169			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
10月10日		810,000		1,214,169	政務活動費受入		
10月27日	10-1		4,277	1,209,892	新聞代	⑥	
10月27日	10-2		4,897	1,204,995	電気代	⑨	
10月27日	10-3		1,584	1,203,411	adobe acrobat使用料	⑨	
10月27日	10-4		1,980	1,201,431	新聞代	⑥	
10月27日	10-5		2,150	1,199,281	事務用品代	⑨	
10月27日	10-6		6,089	1,193,192	通信代	⑨	
10月27日	10-7		11,904	1,181,288	事務用品代	⑨	
10月27日	10-8		5,390	1,175,898	ボネクタ使用料	⑦	
10月27日	10-9		2,500	1,173,398	日経クロステック	⑥	
10月27日	10-10		1,980	1,171,418	新聞代	⑥	
10月27日	10-11		208	1,171,210	one drive使用料	⑨	
10月30日	10-12		88,060	1,083,150	家賃代	⑨	
10月30日	10-13		5,340	1,077,810	ごみ処理代	⑨	
10月30日	10-14		6,125	1,071,685	資料代	⑥	
10月30日	10-15		4,255	1,067,430	資料代	⑥	
10月31日	10-16		8,571	1,058,859	携帯代	⑨	
月計		810,000	155,310				
累計		2,160,000	1,101,141	1,058,859			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月27日	11-1		4,277	1,054,582	新聞代	⑥	
11月27日	11-2		1,053	1,053,529	ドメイン使用料	⑨	
11月27日	11-3		804	1,052,725	PC関連代	⑨	
11月27日	11-4		608	1,052,117	PC関連代	⑨	
11月27日	11-5		1,584	1,050,533	adobe acrobat使用料	⑨	
11月27日	11-6		1,980	1,048,553	新聞代	⑥	
11月27日	11-7		6,131	1,042,422	通信代	⑨	
11月27日	11-8		5,390	1,037,032	ポネクタ使用料	⑦	
11月27日	11-9		26,400	1,010,632	資料代	⑥	
11月27日	11-10		1,210	1,009,422	資料代	⑥	
11月27日	11-11		1,650	1,007,772	資料代	⑥	
11月27日	11-12		1,760	1,006,012	資料代	⑥	
11月27日	11-13		1,980	1,004,032	資料代	⑥	
11月27日	11-14		3,025	1,001,007	資料代	⑥	
11月27日	11-15		3,960	997,047	資料代	⑥	
11月27日	11-16		3,960	993,087	資料代	⑥	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月27日	11-17		2,500	990,587	日経クロステック	⑥	
11月27日	11-18		1,980	988,607	新聞代	⑥	
11月27日	11-19		208	988,399	one drive使用料	⑨	
11月27日	11-20		2,200	986,199	資料代	⑥	
11月27日	11-21		6,545	979,654	資料代	⑥	
11月27日	11-22		3,520	976,134	資料代	⑥	
11月27日	11-23		21,243	954,891	事務用品代	⑨	
11月29日	11-24		5,025	949,866	資料代	⑥	
11月29日	11-25		88,060	861,806	家賃代	⑨	
11月30日	11-26		8,472	853,334	携帯代	⑨	
				853,334			
				853,334			
				853,334			
				853,334			
				853,334			
				853,334			
月計			205,525				
累計		2,160,000	1,306,666	853,334			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月11日	12-1		16,500	836,834	資料代	⑤	
12月22日	12-2		1,600	835,234	飲料水代	⑨	
12月27日	12-3		4,277	830,957	新聞代	⑥	
12月27日	12-4		2,085	828,872	ガソリン代	⑦	
12月27日	12-5		4,283	824,589	電気代	⑨	
12月27日	12-6		1,584	823,005	adobe acrobat使用料	⑨	
12月27日	12-7		1,980	821,025	新聞代	⑥	
12月27日	12-8		16,434	804,591	新聞代	⑥	
12月27日	12-9		6,103	798,488	通信代	⑨	
12月27日	12-10		5,390	793,098	ボネクタ使用料	⑦	
12月27日	12-11		1,760	791,338	資料代	⑥	
12月27日	12-12		2,530	788,808	資料代	⑥	
12月27日	12-13		2,530	786,278	資料代	⑥	
12月27日	12-14		2,500	783,778	日経クロステック	⑥	
12月27日	12-15		1,980	781,798	新聞代	⑥	
12月27日	12-16		208	781,590	one drive使用料	⑨	
12月27日	12-17		5,340	776,250	ごみ処理代	⑨	
12月27日	12-18		6,125	770,125	資料代	⑥	
12月28日	12-19		88,060	682,065	家賃代	⑨	
12月31日	12-20		8,484	673,581	携帯代	⑨	
月計		0	179,753				
累計		2,160,000	1,486,419	673,581			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月10日		810,000		1,483,581	政務活動費受入		
1月29日	1-1		4,277	1,479,304	新聞代	⑥	
1月29日	1-2		1,980	1,477,324	資料代	⑥	
1月29日	1-3		1,110	1,476,214	PC関連代	⑨	
1月29日	1-4		4,716	1,471,498	電気代	⑨	
1月29日	1-5		3,616	1,467,882	PC関連代	⑨	
1月29日	1-6		1,584	1,466,298	adobe acrobat使用料	⑨	
1月29日	1-7		1,760	1,464,538	資料代	⑥	
1月29日	1-8		1,980	1,462,558	新聞代	⑥	
1月29日	1-9		5,878	1,456,680	通信代	⑨	
1月29日	1-10		5,390	1,451,290	ボネクタ使用料	⑦	
1月29日	1-11		2,500	1,448,790	資料代	⑥	
1月29日	1-12		1,980	1,446,810	新聞代	⑥	
1月29日	1-13		208	1,446,602	one drive使用料	⑨	
1月30日	1-14		88,060	1,358,542	家賃代	⑨	
1月30日	1-15		5,025	1,353,517	資料代	⑥	
1月30日	1-16		5,025	1,348,492	資料代	⑥	
1月31日	1-17		8,537	1,339,955	携帯代	⑨	
月計		810,000	143,626				
累計		2,970,000	1,630,045	1,339,955			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月27日	2-1		4,277	1,335,678	新聞代	⑥	
2月27日	2-2		1,834	1,333,844	備品代	⑨	
2月27日	2-3		576	1,333,268	備品代	⑨	
2月27日	2-4		9,810	1,323,458	視察代	①	
2月27日	2-5		5,628	1,317,830	電気代	⑨	
2月27日	2-6		145,474	1,172,356	PC関連代	⑨	
2月27日	2-7		1,584	1,170,772	adobe acrobat使用料	⑨	
2月27日	2-8		1,032	1,169,740	PC関連代	⑨	
2月27日	2-9		13,935	1,155,805	市政報告用封筒	⑦	
2月27日	2-10		1,980	1,153,825	新聞代	⑥	
2月27日	2-11		5,781	1,148,044	PC関連代	⑨	
2月27日	2-12		6,060	1,141,984	通信代	⑨	
2月27日	2-13		5,390	1,136,594	ボネクタ使用料	⑦	
2月27日	2-14		7,440	1,129,154	クラウド使用料	⑨	
2月27日	2-15		2,500	1,126,654	資料代	⑥	
2月27日	2-16		1,980	1,124,674	新聞代	⑥	
2月27日	2-17		208	1,124,466	one drive使用料	⑨	
2月29日	2-18		88,060	1,036,406	家賃代	⑨	
2月29日	2-19		8,694	1,027,712	携帯代	⑨	
				1,027,712			
月計		0	312,243				
累計		2,970,000	1,942,288	1,027,712			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3月1日	3-1		3,155	1,024,557	資料代	⑥	
3月4日	3-2		8,366	1,016,191	視察代	①	
3月11日	3-3		16,500	999,691	時事通信JAMP使用料	⑥	
3月27日	3-4		4,277	995,414	新聞代	⑥	
3月27日	3-5		6,628	988,786	電気代	⑨	
3月27日	3-6		1,584	987,202	adobe acrobat使用料	⑨	
3月27日	3-7		14,005	973,197	PC関連代	⑨	
3月27日	3-8		1,980	971,217	新聞代	⑥	
3月27日	3-9		6,131	965,086	通信代	⑨	
3月27日	3-10		5,390	959,696	ボネクタ使用料	⑦	
3月27日	3-11		208	959,488	one drive使用料	⑨	
3月27日	3-12		2,500	956,988	資料代	⑥	
3月27日	3-13		1,980	955,008	新聞代	⑥	
3月29日	3-14		88,060	866,948	家賃代	⑨	
3月31日	3-15		9,118	857,830	携帯代	⑨	
				857,830			
				857,830			
				857,830			
月計		0	169,882				
累計		2,970,000	2,112,170	857,830			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

上 村 太 一

管理責任者 (議員名)	上村太一		
事務所名	上村太一事務所		
所在地	〒590-0079 堺市堺区新町5-7 TEL 072 (255) 0445		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	35.67 m ²	賃借料	月額 110,000 円 (政務活動費充当額 88,000円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 28.54 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・80% ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・80% ☐ その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	振込手数料75円含む		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主：[REDACTED] 様

借主：上 村 太 一 様



社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部

正会員

事業用建物賃貸借契約書

賃貸人



(以下、甲という) と、

賃借人 上 村 太 一

072-225-0445

(以下、乙という) とは、

次のとおり事業用建物賃貸借契約を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

名 称	北ビル			
所 在 地	堺市堺区新町5-7			
室 番 号	棟 1階 B号室	間 取		
種 類	☐ 店舗・ ☒ 事務所・ ☐ 工場・ ☐ 倉庫・ ☐ その他 ()			
構 造	☐ 木造・ ☒ 鉄骨造・ ☐ 鉄筋コンクリート造・ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()			
屋 根	地下 階・地上3階建・ ☐ 瓦葺・ ☒ 陸屋根・ ☐ スレート葺・ ☐ 鋼板葺・ ☐ その他 ()			
契約対象 面 積	1階B号室	35.67㎡	備考	
☒ 壁芯		㎡		
☐ 内法		㎡		
合 計		35.67㎡		
付 属 設 備	ト イ レ	☒ 有・ ☐ 無	☐ 専用 ☒ 共用	☒ 水洗・ ☐ 非水洗・ ☐
	浴 室	☐ 有・ ☒ 無	冷 蔵 庫 電 付 家 具 備 線 放 送 有 B S 放 送	☐ 有・ ☒ 無
	シャワー設備	☐ 有・ ☒ 無		☐ 有・ ☒ 無
	給湯設備	☐ 有・ ☒ 無		☐ 有・ ☒ 無
	給湯器具	☒ 有・ ☐ 無		☐ 有・ ☒ 無
	照明器具	☒ 有・ ☐ 無		☐ 有・ ☒ 無
	ガスコンロ	☒ 有・ ☐ 無		☐ 有・ ☒ 無
付 属 施 設	冷暖房設備	☐ 有・ ☒ 無		☐ 有・ ☒ 無
	駐 車 場	☒ 有・ ☐ 無		☐ 有・ ☒ 無
	駐 輪 場	☐ 有・ ☒ 無		☐ 有・ ☒ 無
	エレベーター	☐ 有・ ☒ 無		☐ 有・ ☒ 無
	物 置 場	☐ 有・ ☒ 無		☐ 有・ ☒ 無
	専用庭園	☐ 有・ ☒ 無		☐ 有・ ☒ 無
所有名義人住所	堺市			
所有名義人氏名	※登記簿記載住所を記入			
備 考	※登記簿記載氏名を記入			

(2) 契約期間

始 期	平成22年11月01日から	2年0ヶ月間
終 期	平成24年10月31日まで	

(3) 使用目的 (事業内容を具体的に記入)

後援会事務所として

(4) 保証金

保 証 金	0 円	契約満了時の 解約時控除金	0 円 消費税 0 円
備 考	※スライド制の場合は第4条・第3項のとおりとする		

(5) 賃料等

賃料等の 月額金額	賃 料		88,000円 消費税 円	共 益 費	12,000円 消費税 円
	駐 車 場	自 動 車 (1 台分)	10,000円 消費税 円	町 内 会 費	円
		バ イ ク (台分)	円 消費税 円	有 線 放 送	円 消費税 円
		自 転 車 (台分)	円 消費税 円	ケーブルテレビ	円 消費税 円
そ の 他			円 消費税 円		円 消費税 円
支払期日 支払方法	☒	上記の賃料等は、毎月27日までに翌月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。			
	☐				
振 込 先	☒ 銀行振込 ・ ☐ 自動引落 ・ ☐ 甲へ持参 ☐ その他 ()				
	みずほ銀行		堺支店	預金種目 (☒ 普通・ ☐ 当座・ ☐)	
	フリガナ		口座番号		
	受取人名義		1510681		

<緊急連絡先>

住 所	〒593-8305 堺市 [REDACTED]	借主との関係
氏 名	上村 太一	本人

特記事項

- ・水道代は、共益費に含む
- ・湯沸室のガス代については、1F A号室と折半する。
- ・表看板、ドアの宣伝については無償使用とする。

II. 契約条項

(目的及び用途)

第 1 条 賃貸人（以下「甲」という）及び賃借人（以下「乙」という）は、標記（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という）について、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を標記（3）に記載する使用目的として以下の条項により締結する。

(契約期間等)

第 2 条 契約期間は、標記の通りとする。

ただし、甲は標記契約期間満了の6ヶ月前迄に、乙は1ヶ月前迄に、相手方に対し書面による申出がないときは、当該期間満了の翌日より起算して更に2年間契約は更新されるものとし、以後もこの例により更新することもできる。

(賃料等)

第 3 条 賃料並びに共益費等は、標記（5）のとおりとする。

2 乙は、翌月分の賃料並びに共益費等を、毎月27日までに甲方に持参して支払うか、または、甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。但し、振込み手数料は乙の負担とする。

3 契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。

(保証金)

第 4 条 乙は、標記（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合、甲は 月以内に前項の乙より受託した保証金より標記の解約控除金を控除した金額を無利息で乙に返還するものとする。但し、乙に賃料等の滞納、損害賠償、その他本契約から生じた債務不履行により債務等がある場合、甲は標記解約控除金とは別途に標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合、甲はその内訳を乙に明示するものとする。

3 前項のほか、甲は乙に対して、保証金を契約期間に応じて下記金額を控除して返還するものとする。

(1) 存続期間が 年未満であった場合

保証金の %（金 円）

(2) 存続期間が 年以上 年未満であった場合

保証金の %（金 円）

(3) 存続期間が 年以上 年未満であった場合

保証金の %（金 円）

4 乙は、契約期間内において、賃料及び、その他の債務等を保証金と相殺することはできないものとする。

5 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、他の債務の担保に供してはならない。

(諸経費の負担)

第 5 条 本物件に対する公租公課その他の賦課金を除き、電気、ガス、電話等の料金、その他本物件の使用により生ずる諸経費は、すべて乙の負担とする。

(修理事等)

第 6 条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造物の維持保全に必要な修理費は甲の負担とする。

2 本物件内のカーペット、クッションフロアーによる修理取り替え費用は乙の負担と

する。

3 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならない。

4 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第 7 条 天災地変、火災、盗難等その他不可抗力により生じた損害について、甲乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第 8 条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し、使用しなければならない。

2 乙は自己又は乙の従業者等の故意又は過失により、本物件及び設備等を破損、滅失させ損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(乙の通知義務)

第 9 条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとする。

(1) 乙の商号、代表者、組織に変更が生じたとき。

(2) 乙または連帯保証人の住所、氏名、勤務先に変更が生じたとき。

(3) 乙または連帯保証人が死亡または破産、解散したとき。

(4) 1ヶ月以上、本物件を使用しない場合の不在期間および連絡先。

(5) 出入口の鍵等を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(禁止事項)

第 10 条 乙は、本物件の使用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

ただし、甲の承諾があればこの限りではない。「この場合、特約事項にその内容を明記するものとする。」

(1) 本物件を標記 (3) の使用目的以外に使用すること。

(2) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。

(3) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

(4) 猛獣、毒蛇等の明かに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

(5) 犬、猫その他ペット類を飼育すること。

(6) 本物件の出入口の鍵を無断で変えること。

(7) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(8) 大型の金庫その他ピアノ等の重量物を搬入し、又は備え付けること。

(9) 配水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。

(10) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ、楽器等の演奏その他の騒音で近隣に迷惑をかける行為。

(11) その他、公序良俗に反する行為。

(賃借権の譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、本賃借権を第三者へ譲渡及び転貸をしてはならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、乙の事業の権利の譲渡または貸与等を行い、本物件内で第三者に事業をさせてはならない。

(立入り)

第 12 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認められるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し必要な措置を講じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合、甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3 前2項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(造作等の変更)

第 13 条 乙が本物件の改造、除去等現状を変更しようとするときは、乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は甲の指定業者または甲の承認を得た業者にこれを施工させなければならない。

2 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去のとき、乙は原状回復して明渡さなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

(1) 第 1 条の使用目的に違反したとき。

(2) 第 3 条の賃料の支払を 1 ヶ月以上滞納したとき。

(3) 第 10 条 (禁止事項) のいずれかに違反したとき。

(4) 第 11 条 (賃借権の譲渡等の禁止) の規定に違反したとき。

(5) 反社会的集団 (暴力団、暴走族、過激な団体等) の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき。

(6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき。

(契約期間内解約)

第 15 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 1 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 1 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

2 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 6 ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

(契約の終了)

第 16 条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(明渡し)

第 17 条 乙は、本契約が終了する日までに (第 14 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について、甲にその買取を請求することはできない。

3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭の請求をすることはできない。

4 乙の明渡し期日の遅延により甲に損害が発生した場合は、理由の如何に拘わらず乙は損害相当額を違約金として甲に支払わなければならない。

5 甲及び乙は、第 1 項の規定に基づき、乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(連帯保証人)

第 18 条 連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯してその債務を負うものとする。

- 2 乙は連帯保証人が資格要件を欠くに至ったときには、甲に通知し甲の認める他の連帯保証人に変更しなければならない。

〔協議事項〕

第 19 条 本物件を標記 (3) の使用目的以外に使用する場合は、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約に定めがない事項、または本契約条項に疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

〔管轄裁判所〕

第 20 条 本契約についての紛争処理は、甲の住所地を管轄する裁判所においておこなうものとする。

〔特約事項〕

保証金 第 4 条は、 円の為抹消

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名押印の上、各々その一通を保有する。

平成22年10月18日

甲（賃貸人）

住所

堺市

氏名

印

乙（賃借人）

住所

大阪市

氏名

上村 太一

印

連帯保証人

住所

堺市

氏名

印

勤務先

乙との関係

に介業者

免許番号

住 所

名称又は商号

代表者氏名

T E L

取引主任者

氏 名

登録番号

に介業者

免許番号

住 所

名称又は商号

代表者氏名

T E L

取引主任者

氏 名

登録番号

INFORMATION

すべて	プレスリリース	オウンドメディア	プレスリリース	採用
-----	---------	----------	---------	----

ボネクタ価格改定のお知らせ

イチニ株式会社は、政治家向け情報発信ツール「ボネクタ」の利用料金を、2023年1月より改定することをお知らせします。

ここ数年、皆様のご愛顧によって選挙ドットコムサイトへのアクセス数は大きく上昇し、年間約8,000万PV・2,200万ユーザーにご利用いただく事ができました。また、新型コロナの感染拡大に伴うネット選挙への関心の増大等から、ボネクタの契約者数も大幅に増加し、多くの政治家の方にご利用いただいております。

こうしたアクセス数及び利用者の急増に対応するため、サーバーの増強やサイバーセキュリティの強化、顧客サポートの強化に取り組んでおります。そのため諸費用が大きく増加し、止むを得ず値上げせざるを得ない状況となりました。

お客様におかれましては誠に恐縮に存じますが、ボネクタの機能向上サービスにも取り組んでまいりますので、なにとぞ事情ご賢察いただき、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

プラン名	現在の価格(月額)	改定後の価格(月額)
国政プラン	10,000円(税込 11,000円)	12,000円(税込 13,200円)
首長プラン・都道府県議会プラン・ 政令指定都市議会プラン	7,800円(税込 8,580円)	9,800円(税込 10,780円)
中核市議会プラン・特別区議会 プラン	4,800円(税込 5,280円)	6,800円(税込 7,480円)
一般市議会プラン	3,900円(税込 4,290円)	5,400円(税込 5,940円)
町議会プラン・村議会プラン	2,900円(税込 3,190円)	3,900円(税込 4,290円)

※料金改定に際しまして、2022年キャンペーンは終了いたしました

ボネクタ

この記事シェアする

LINEで送る

メールで送る

LINEで送る

[一覧に戻る](#)

様式第13号（第6条関係）

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 上村 太一

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2023年9月27日	Think Pad X13 Gen 4	パソコン	175,128 円	140,102 円 (按分率 80 %)	5 年	2028年9月27日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

様式第13号（第6条関係）

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 上村太一

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2月27日	Lenovo thinkpad z13		181843 円	145,474 円 (按分率 80%)	5年	令和11年2月 27日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

出張報告書

令和6年 1月20日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的
 - コロナからの脱却と今後大阪万博を見据え、堺市においても来訪者数を増やすことは必須であります。それには観光戦略が必要であり、現在高山市では、飛騨高山のブランド戦略を行うことでホテル数、インバウンド来訪者も増加している。それらの取り組みについて視察を行った。
 - 岐阜市においては、自動運転バスについて実証実験を行っています。今後堺市においてSMIを進めるにあたり、先んじて行っている岐阜市において自動運転バスの実車の見学と共に実際に乗車するために視察を行った。

2. 期 間 令和6年1月9日（火）～ 令和6年1月10日（水）

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月 9日（火）	13時～15時	高山市役所
②	1月10日（水）	13時～16時	岐阜市役所にて座学後、実車見学及び乗車体験
③	月 日（ ）	～	
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

高山市

高山市議会 副議長



氏

プロモーション戦略部

観光課 課長



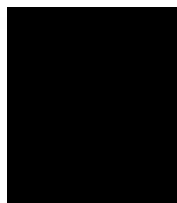
氏

ブランド戦略課 課長

氏

岐阜市

都市建設部 交通政策課 課長



氏

交通政策推進係長

氏

交通政策推進係

氏

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

●高山市の観光戦略について

高山市では、今後人口が減少し高齢者の割合も人口の4割と増えてくる。そして就業者の特徴として第3次産業（観光業、飲食業）が全体の66%を占めている。そういった特徴を持つうえで、観光戦略は重要なものとして位置づけられている。

同市においての観光資源としては、歴史文化資源（飛騨の里、町並や山鉾屋台行事がユネスコ無形文化財登録、東山寺院群）、自然資源（飛騨山脈等、温泉郡など体験体感できるもの）、食資源（飛騨牛、ほうば味噌、酒、地元食である漬物ステーキ、高山ラーメン）、工芸品資源（国指定伝統工芸品、家具）があり、それぞれの特色を生かし、各資源に磨きをかけ発信しそれを誘客に結び付けている。例えば、歴史的資源についても昭和40年代から住民一体となり町並み保存を行ってきている。つまり住民自身にも歴史文化遺産の保護を意識し、協働的町づくりを実践している。

観光が重要なものであった高山市でもコロナにより観光客数は473万人から230万人へ約5割減少、右肩上がりに伸びてきたインバウンドについても8割減少した。これらをいかに戻し、回復成長させていくのが今から必要なことであり、そのための政策を行っている。

インバウンド戦略については、戦前から英文パンフレットを制作したりと国際観光都市を常に目指していた歴史が高山市にはあった。その経験からも多言語（11言語）にこだわりニーズに合った発信を行っていた。そして受け入れ態勢においても無料公衆LAN整備もちろんのこと、パンフレットの多言語化（9言語以上）、観光案内所、誘導案内といったところにもしっかりと整備を行っている。特徴的であったのはムスリム旅行者に対しても整備を行っており、飲食情報、礼拝可能施設をマップにおいて紹介していた。このような所を見ても高山市では、他市とはすでに視点が先んじているなど感じた。

高山市においてインバウンドは古くから取り組みを始めており、すでに市民の中でインバウンドは日常であった。それには言語の違いだけでなく文化的背景、宗教、習慣についても外国人を受け入れる理解が深くなっており、これは行政だけでなく市民においても理解が高い。そのうえで観光客を受け入れることでやりがいであったり、喜びを得られるということを実践されていることが高山市での成功の秘訣であったと感じた視察であった。

●岐阜市における自動運転について

岐阜市において自動運転技術の導入背景について3点の理由が主な点であった。

一つは、高齢化によるものであり、運転免許証を持たない市民が増加したことや交通弱者が増加した。二つ目は、バスの運転手不足による地域交通の維持が困難が予想されること。そして3つ目は中心市街地の活性化の必要性があり、ここの活性化の遅れは都市としての求心力を低下させるものであり、これを食い止める必要がある。

今回これらの理由により自動運転バスを導入し、中心市街地への流入を促し、コンパクトシティの構築と持続可能な公共交通の確立を目指すことが目的であった。

同市では、令和元年より自動化へ向けて研究会を立ち上げ、令和2年度より実証実験を始め

ている。今年度からは令和10年まで継続して実験を行い、レベル4での自動運転の実装を目指すものである。そのために車両についても自動運転バスが走る街としてシンボリックなものになるようにデザインされたものにし、市民だけでなく来訪者にとってもワクワクさせるものになっている。実際に見た感想として自動運転バスとしてわかりやすくデザイン力の強さが伝わるものであった。

実際に乗車してみても、運転席はないものであった。現在の自動運転レベル5（完全自動運転）ではないため、道路上での路駐されている自動車を避ける場合など現在のレベルではできないことについては同乗している乗務員によって制御されている。しかしハンドル、アクセル、ブレーキのないバスであるため操作はゲーム機械と同様のコントロールパッドで行われていた。これについて操作も研修によって日本タクシーのオペレーターが行っていた。今年度より年間を通しての実験により季節や天候での課題の検証や実証実験ルートの市民への理解を深め、路上駐車や抑制や低速走行バスの市民へ理解意識を醸成するものとしていた。

こういった自動運転バスの実証とともに『バスまちば』という事業も展開していた。これは自動運転バス以外でも行っている事業でもあり、停留所付近の商店にバスの運行状況がわかるデジタルサイネージを設置し、あと何分でバスがいますなどの情報をわかるようにしたものである。これによりバス停で待つだけでなく、買い物をしながら商店でバスを待つことが可能であり快適でそして周辺の活性化につなげるためのICT事業でもあった。これについては同市では市民だけでなく商店主にも好評であり、設置を希望するところも増えてきているとの事であった。

自動運転は高齢化とバス運転者不足を解消するためにはやはり必要な事業であり岐阜市ではそれらのトッランナーを目指し、産官学と共同し事業を進められている。それによって持続可能な交通ネットワークの構築をすることで、中心市街地への人の流入を創出されていた。本市においても今後SMIを行っていく上では継続的な実証実験を行い、持続可能ネットワークの構築が必要と感じる視察であった。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

2-4、3-2